

【問合せ先】 社会福祉課
☎(240) 7112

○受付時間
午前8時30分～午後5時15分
(正午～午後1時、土日祝日を除く)

○申請期間
平成27年10月1日(木)
～平成27年12月10日(木)

○必要なもの
・ 一般特定疾患医療受給者証または特定疾患登録者証
・ 印鑑(朱肉を使用するもの)
・ 対象者本人または保護者の名義の通帳など振込口座を確認できるもの

申請方法
年額20,000円

支給額(年1回の支給)

対象者
(次の要件を全て満たす方)
・ 茨城県に住所を有する方
・ 茨城県から一般特定疾患医療受給者証または特定疾患登録者証の交付を受けている方
・ 生活保護を受けていない方

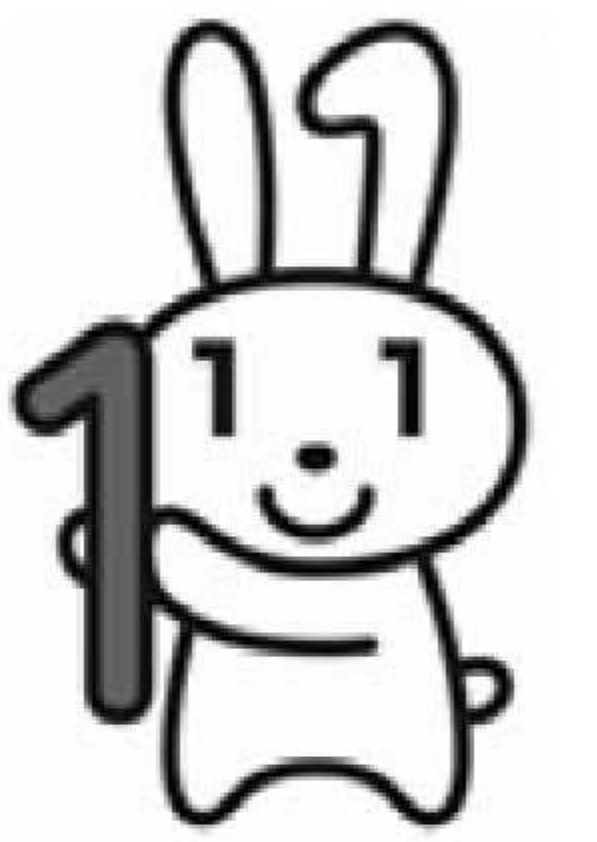
茨城県では、難病に罹患した方の福祉の増進を図ることを目的として、見舞金を支給します。

茨城県難病患者見舞金

事業者向け

マイナンバー制度が始まります！

民間事業者のみならず、マイナンバーを取り扱います。平成28年1月以降、税や社会保障の手続きで、従業員の方々のマイナンバーを記載し、適切に管理・保管する必要があります。



事業者がマイナンバーを記載する書類

主に支払者及び支払を受ける者のマイナンバーまたは法人番号を記載するようになり、記入欄が追加されます。多くの様式が変更される予定ですので、確認と準備が必要です。

【税分野】

- 給与所得の源泉徴収票・給与支払報告書
 - 退職所得の源泉徴収票
 - 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書
 - 不動産の使用料等の支払調書 など
- ※ 詳しくは、**国税庁** で検索。

【社会保障分野】

- 雇用保険被保険者資格取得(喪失)届
 - 健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得(喪失)届
 - 健康保険被扶養者(異動)届
 - 国民年金第3号被保険者関係届 など
- ※ 詳しくは、**厚生労働省** で検索。

マイナンバー導入に向け確認していただきたいこと

【担当者の明確化と番号の取得】

- マイナンバーを扱う人を、あらかじめ決めておきましょう(給料や社会保険料を扱っている人など)。
- マイナンバーを従業員から取得する際には、利用目的(「源泉徴収票の作成」「健康保険・厚生年金保険届出」「雇用保険届出」)を伝えましょう。
- マイナンバーを従業員から取得する際には、番号が間違っていないかの確認と身元の確認が必要です。
 - ① 顔写真の付いている「個人番号カード」
 - ② 10月から届くマイナンバーが書いてある「通知カード」と「運転免許証」など
 ※ 従業員で身元の確認が十分できている場合は、番号だけ確認してください。
 ※ アルバイトやパートの方も、マイナンバーの番号確認や身元確認が必要となります。

【マイナンバーの管理・保管】

- マイナンバーが記載された書類は、カギがかかる棚や引き出しに大切に保管するようにしましょう。
- パソコンがインターネットに接続されている場合は、ウイルス対策ソフトを最新版に更新するなどセキュリティ対策を行いましょう。
- 従業員の退職や契約の終了などでマイナンバーが必要なくなったら、細かく裁断するなどマイナンバーの書いてある書類を破棄しましょう。パソコンに入っているマイナンバーも削除しましょう。

個人情報を守るため、マイナンバーは法律で定められた範囲以外での利用が禁止されており、またその管理に当たっては、安全管理が義務付けられています。マイナンバーの取扱いにあたっては、ガイドラインを踏まえた対応が必要です。

※ ガイドラインは特定個人情報保護委員会ホームページをご覧ください。**特定個人情報保護委員会** で検索。

法人には法人番号が通知されます

平成27年10月から、法人には1法人1つの法人番号(13桁)が指定され、登記上の住所地に通知されます。マイナンバーと異なり、法人番号はどなたでも自由に利用できます。

※ 法人番号は、株式会社などの「設立登記法人」のほか、「国の機関」「地方公共団体」などに指定されます。(法人の支店・事業所等や個人事業者の方には指定されません。)

◆マイナンバー制度に関する お問合せ先(コールセンター)

0570-20-0178

(全国共通ナビダイヤル)

9時30分～17時30分

(土日祝日・年末年始除く)

【問合せ先】 新政策審議室 ☎215-8003

「教えて！ 税のこと」

連載 No.5

個人住民税(町民税・県民税)Q&A

Q 年金と給与の収入があります。納め方はどうなりますか？

A 65歳以上の方は、年金所得に係る個人住民税は年金からの天引きとなり、給与所得に係る個人住民税は給与天引き(特別徴収)又は納付書(普通徴収)により納付していただくことになります。

65歳未満の方については、年金所得に係る個人住民税と給与所得に係る個人住民税を合わせて給与天引き(特別徴収)又は納付書(普通徴収)にて納付していただきます。

Q 年金からの天引きは、どのようになりますか？

A 一般的には以下のようになります。

■今年から年金特別徴収が始まる方(又は前年に年金特別徴収が中止となった方)

納税方法	普通徴収		年金特別徴収(年金から天引き)		
	1期 (6月末)	2期 (8月末)	10月	12月	2月
納付・徴収税額	年金所得に係る年税額の1/4	年金所得に係る年税額の1/4	年金所得に係る年税額の1/6	年金所得に係る年税額の1/6	年金所得に係る年税額の1/6

■前年から引き続き年金特別徴収になる方

納税方法	年金特別徴収(年金から天引き)					
	仮徴収			本徴収		
徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
徴収税額	前年度の2月の徴収額と同額	4月と同額	4月と同額	年税額から仮徴収を引いた額の1/3	年税額から仮徴収を引いた額の1/3	年税額から仮徴収を引いた額の1/3

【問合せ先】 税務課 ☎240-7114